

令和2年第4回奥州市議会臨時会付議事件

(令和2年5月25日)

- 議案第1号 奥州市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について
- 議案第2号 令和2年度奥州市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第3号 令和2年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第4号 令和2年度奥州市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第1号

奥州市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について

奥州市国民健康保険直営診療所条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年5月25日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者の外来診療及び検査を行う臨時的かつ暫定的な診療所を設置することにより、住民の健康保持に必要な医療を提供するとともに、胆江二次医療圏内の医療機関における院内感染リスクの軽減を図り、継続的かつ安定的な地域の医療提供体制を堅守するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例

奥州市国民健康保険直営診療所条例（平成18年奥州市条例第192号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に関する臨時の診療所の設置）

- 3 第2条に規定するもののほか、市長は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者の外来診療及び検査を行うため、臨時的かつ暫定的な措置として、奥州市国民健康保険臨時診療所を設置する。
- 4 前項の診療所は、令和2年5月26日から市長が別に定める日までの間設置することとし、診療所の位置、診療時間その他診療に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第2号

令和2年度奥州市一般会計補正予算（第5号）

令和2年度奥州市一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定める。

令和2年5月25日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第3号

令和2年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。
。

令和2年5月25日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第4号

令和2年度奥州市病院事業会計補正予算（第1号）

令和2年度奥州市病院事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和2年5月25日提出

奥州市長 小 沢 昌 記